令和7年度 広島県医薬品等製造販売(製造)業管理者等講習会

GDPガイドラインセミナー

2025年10月27日



http://eCcompliance.co.jp



Table of contents

- 1. なぜGDPガイドラインが必要か
- 2. GDPとは
- 3. 海外におけるGDPガイドライン
- 4. GDPガイドライン発出の経緯
- 5. GDPガイドライン逐条解説



- ■患者に医薬品が届くまで多くの業者や人が関与している。
- ■GMPだけでは品質保証は困難
 - ●製薬企業が製造したままの品質で患者に届ける
 - ●医薬品は輸送・保管の過程で主に温度の変動により変質する可能性がある。
- ■出荷判定後、医薬品に対する品質確認が実施されていない。
 - ●物流過程には様々な問題があり、医薬品の品質を維持する為には、適 正に管理することが、重要になってきている。



- ■サプライチェーンのグローバル化による複雑化
 - 医薬品はグローバルで製造・販売・流通・供給されるようになり、多くの患者に安価に 提供できるようになった。
 - ●医薬品は航空輸送、海上輸送、陸運、各国の保税倉庫など、生産地から末端の 患者まで多くの組織が関わる。
 - ●原薬、原材料輸入のリスク(原材料供給業者の品質情報を共有)
 - ●2008年、米国においてヘパリンナトリウムの副作用により81名が死亡した。FDA は原薬を輸出した中国の製薬会社を一度も査察していなかったことが発覚した。
 - 劣悪な品質の医薬品が増加している。
 - ●「Cold Chain」のみではなく、偽造薬(counterfeit)、不良医薬品(falsified medicine)、不正流通、医薬品強奪等の問題が大きい。



- ■医薬品は輸送・保管の過程で、主に温度の変動により変質する可能性がある。
- ■医薬品によっては温度管理範囲を逸脱すると変質により使用不可になるものがある。 (温度感受性、厳格な温度管理)
 - 製品特性の変化
 - ●バイオ医薬品の増加
 - ◆特に夏季配送時における積み下ろし時の温度上昇の影響などが懸念される。
 - 製薬企業は、高温環境に一時的にさらされた医薬品の品質劣化を判断する一定の ガイドの作成が必要。
- ■流通過程のペストコントロール(防虫・防鼠・防蟻)
- ■ハザード物質の曝露リスクは、作業者や患者たけでなく倉庫要員、運転手、環境への視点が必要



- ■輸送手段として航空機を使用する場合、空港での一時保管は医薬品貨物が他の貨物と接触するコンタミリスクが発生する。
- ■偽造医薬品・不正流通リスクの増加





日米欧の相違点

- ■日本:製販業者⇒卸売販売業者⇒医療機関⇒患者
- ■米国:再包装業者⇒医師⇒患者の流れが存在
- ■EU: 販売承認を取得していない輸入者⇒卸販売業者⇒医療機関への流れが存在

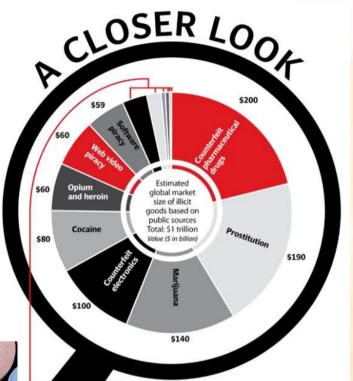


欧米は偽造医薬品の混入のリスクがある。

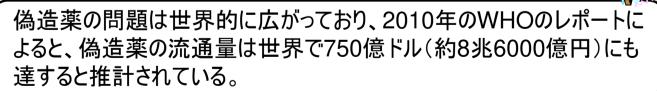


Black Marketのトップが偽造医薬品(750億ドル:約8兆6000億円)











WHOが使用する偽造薬定義

規格外

規格外の医療製品。承認された 医療製品だが、 品質基準や品質 規格を満たさない

無承認· 無許可

流通・販売される市場の規制当局の評価や承認を受けていない医療製品。起源国の承認の有無は問わない

偽造

名称や表示、包装、文書、組成または起源に関して 故意・不正に虚偽 表示した医療製品





ハーボニー配合錠偽造品流通事件

- ◆ 平成29年1月 C型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品が流通し、 奈良県内の(株)関西メディコが運営する薬局から調剤された事案が発覚
- ◆関西メディコにおいて偽造品5ボトル、東京都内の卸売販売業者において10ボトルが発見された
- ◆なお偽造品が調剤された患者は異常に気づいたため、服用していない。

● ハーボニー配合錠の真正品









● 奈良県内の薬局チェーンで見つかったハーボニー配合錠の偽造品





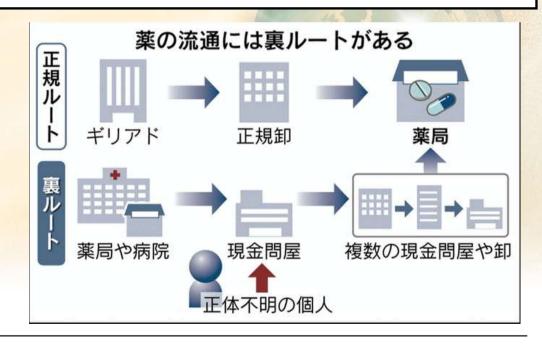
ハーボニー配合錠偽造品流通事件

- ■医療機関で処方され薬局で調剤された医薬品が偽物だったというのは前代未聞である。
- ■日本では、国民皆保険制度や医薬品卸売業者を核とする強固な流通網が偽造品の 流通を防いでいると思われてきた。
- ■日本の医薬品市場を守ってきた網があっけなく破られたことの衝撃は大きく、波紋が広がっている。
- ■「ハーボニー」は1錠約5万5000円、1ボトル約153万4000円と非常に高額な薬剤であり 偽造するには格好の標的である。
- ■PIC/S加盟時からGDPの採用に関する議論はあったにもかかわらず、事件後に議論が本格化してきた。



ハーボニー配合錠偽造品流通事件

- ■従前のGDPにおける議論では『日本では偽造品の混入はまず起こらないから、GDPの三要件である「温湿度管理等の品質の確保」に重きをおくべきだ』ということがもっぱら言われていた。
- ■今般の事件を受けて『偽造品対策』が急に規制の最優先事項に上ったのである。





© Copyright eCompliance 2025

対応の経緯

初動対応

平成29年

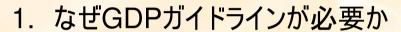
- •1月~2月「ハーボニー配合錠」の偽造品事案が発覚、初動対応 (2月16日 再発防止のための通知を発出)
- ・3月~5月 医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方 に関する検討会を立ち上げ、対応策を議論 (6月21日 中間とりまとめ)

対応策の 検討・実施

- ・6月~8月 審議会への報告、パブコメ、省令改正準備
- •10月5日 省令公布•通知発出
- -12月28日 最終とりまとめ公表
- 平成30年
- •1月10日 Q&A公表
- •1月31日 省令改正施行(一部平成30年7月31日)



Table of contents



- 2. GDPとは
- 3. 海外におけるGDPガイドライン
- 4. GDPガイドライン発出の経緯
- 5. GDPガイドライン逐条解説



GDP: Good Distribution Practice

実践流通規範とは

■GDP: Good Distribution Practice(実践流通規範)

■輸送・保管過程における医薬品の品質を確保することを目的とした基準(適正な物流に関する基準)

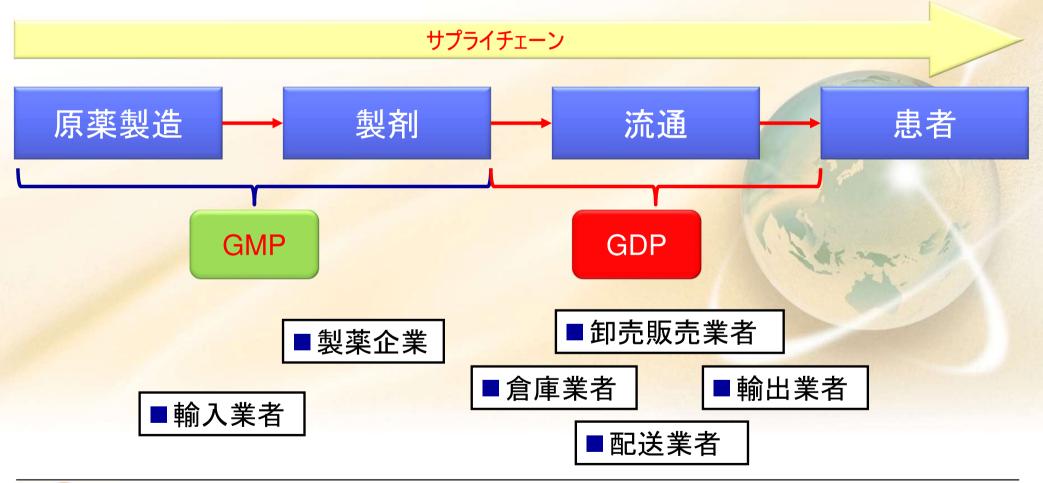




© Copyright eCompliance 2025

GDP: Good Distribution Practice

実践流通規範とは





GDP: Good Distribution Practice

実践流通規範とは

- ■製造業者から薬局、または医薬品を公共に供給する承認(資格)を有している個人に至るまでのサプライチェーン全段階で医薬品の品質が維持されることを保証する。
- ■医薬品品質保証の一環である。
- ■医科向け医薬品(処方箋薬)、OTC薬、麻薬、向精神薬が対象
 - ●国によっては、原料、出発物質、原薬、添加物、動物薬、医療機器などを含む場合がある。
- ■医薬品を扱う輸送業者は専用の車両で厳密な温度管理を行ない、輸送中温度の記録を行っている。

© Copyright eCompliance 2025



- ■世界各国のGDPガイドラインの導入状況は、42ヶ国・地域、2国際ルール(WHO、PIC/S)となっている(2019年1月現在)
 - ●GDPの要求事項は各国毎で異なる
 - 医薬品(原薬・治験薬)を輸入・輸出する際には、相手国のGDPガイドラインを参照 すること
- ■本邦におけるGDPガイドラインは、PIC/S GDPガイドラインを参照して作成された(2018年12月)
 - 両者の構成(TOC)は同じだが、適用範囲が異なる
 - GDPガイドラインは、市場出荷後から医療機関や薬局に届くまで
 - PIC/S GDPガイドライン 5.9 輸入及び輸出 が省略された
 - PIC/S GDPガイドラインは、ライフサイクル全般が対象(例:原薬・治験薬を含む)



- ■GDPガイドラインは、GQPやGMP省令等のような拘束力のあるものではない
 - ●業許可要件ではない
 - ●査察は実施されない
- ■品質システムを構築すること
 - ●経営陣の責任を明確にすること
 - ●マネジメントレビュを実施すること
 - 改善(是正措置・予防措置)を実施すること
- 品質リスクマネジメント(ICH Q9)に従ってリスクを管理すること
- ■設備および機器は、適格性評価を実施すること
- ■必要に応じて主要なプロセスのバリデーションを実施すること
- ■偽造品の侵入防止を図ること



- ■医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び販売し、又は授与したときには記録すること
- ■医薬品の購入に先立ち、仕入先の適切な適格性評価及び承認を行うこと
- ■GDPでは、下記の事項を考慮し、製品の品質・患者の安全性を担保すること
 - ●コールドチェーン(温度センシティブの場合)
 - ●設備等の故障
 - ●ヒューマンエラー
 - 偽造医薬品の混入、流通
 - ●医薬品の盗難



■コールドチェーン

- 保管区域の代表的な条件での最初の温度マッピングを実施すること
- 保管庫等のホットスポット、コールドスポットを把握し、モニタリングすること
- 輸送時にはデータロガーを十分な時間設定の上、コンテナー等に入れること



© Copyright eCompliance 2025

- ■設備等のハードに対するバリデーションのことを適格性評価という
 - CSV(Computerized System Validation)は設備の適格性評価の一環として実施すること
 - ●CSVのみを単独で実施することは困難
- ■バリデーションは未来形、ベリフィケーションは過去形
 - 輸送はベリフィケーション
 - ●包装はバリデーション



■輸送のベリフィケーション

- ●製品となった医薬品、治験薬、バルク品およびサンプルは、製造承認された条件、製品仕様書や製造業者が定めた条件に従って輸送されなければならない。
- ◆ 大陸を横切って輸送される場合、季節変動を考慮すること。
- 輸送の間の温度以外の条件の影響(例えば、湿度、振動、受け渡し、遅れ、データロガーの故障)を考慮したリスク評価を実施すること。
- 輸送中に製品がさらされるであろう、あらゆる重大な環境条件について、連続的なモニタリングが行われること。



© Copyright eCompliance 2025

■包装のバリデーション

- 包装設備のパラメータの変化は包装機能に影響を与えると思われるため、主要な包 装プロセスはバリデーションを実施しなければならない。
- ●包装機械の設定に関する適格性評価は、温度、マシン速度、密閉圧力、またはその他の重要パラメータに関して定義された最小・最大の動作範囲で実施すること。

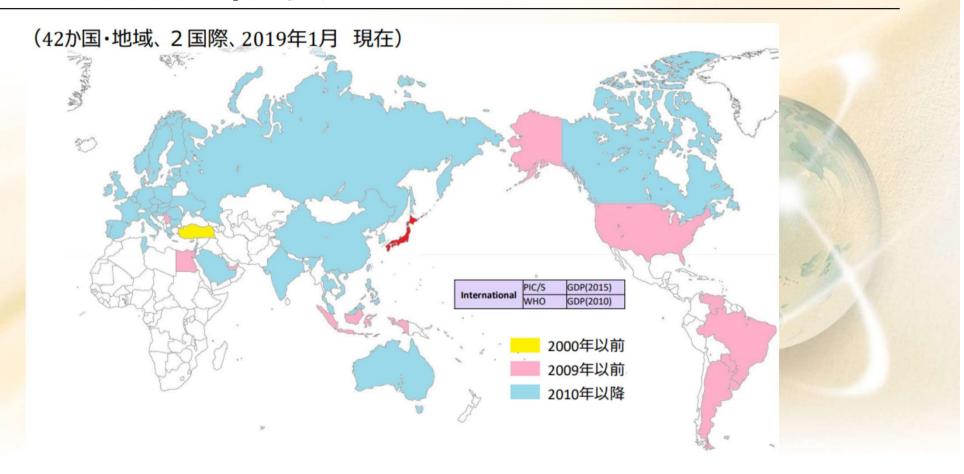


Table of contents

- 1. なぜGDPガイドラインが必要か
- 2. GDPとは
- 3. 海外におけるGDPガイドライン
- 4. GDPガイドライン発出の経緯
- 5. GDPガイドライン逐条解説



世界のGDPガイドライン導入状況





出典: GDP研究班成果報告会 2019年1月18日

各国のGDP

GDPガイドラインは、2019年1月現在、42ヶ国・地域、2国際ルール(WHO、PIC/S)で作成・運用されている

- WHO: WHO Good Distribution Practice for Human Use
- ■米国: Good Storage & Shipping Practices (GSP)
- EU: Guideline on Good Distribution Practice for Human Use
- 英国: Good Distribution Practice (GDP)
- ■オーストラリア: Good Wholesaling Practice (GWP)
- ■中国: Good Supply Practice (GSP)



各国のGDP

作成者	タイトル(年)	拘束力
EU	 Guidelines of 5 November 2013 on Good Distribution Practice of medicinal products for human use Guidelines of 19 March 2015 on principles of Good Distribution Practice of active substances for medicinal products for human use Text with EEA relevance 	有
PIC/S	PIC/S Guide to Good Distribution Practice for Medicinal Products, 2014	有
米国	 \(1079 \) Good Storage and Distribution Practices for Drug Products, 2015 Drug Supply Chain Security Act, 2013 	無 有
WHO	 WHO Guide to Good Storage Practices for pharmaceuticals 2010 WHO Model guidance for the storage and transport of time-and temperature—sensitive pharmaceutical products 2011 	無無
日本	医薬品適正流通ガイドライン 2018	無



出典:GDP研究班成果報告会 2019年1月18日

© Copyright eCompliance 2025 28

各国のGDP

■ EU GDPガイドライン(2013年)

- 製造業者の事業所から、市民に対する医薬品を供給するための認可を受けたかまた は資格を有する薬局またはその他の者まで、サプライチェーンの全ての段階を通じて医 薬品の品質が維持されることを保証する品質保証の一部である。
- WHO GDPガイドライン(2010年)
 - ●物流過程中に生じる多数の業務を通じ、医薬品の品質が十分な制御により維持されることを保証する品質保証の一部である。
 - ●偽造品、未承認医薬品、違法に輸入された医薬品、盗難医薬品、偽造された医薬品、品質不良医薬品、法的基準に適合していない医薬品、および/また不正商標表示の医薬品から物流システムを守るための手段を提供すること。



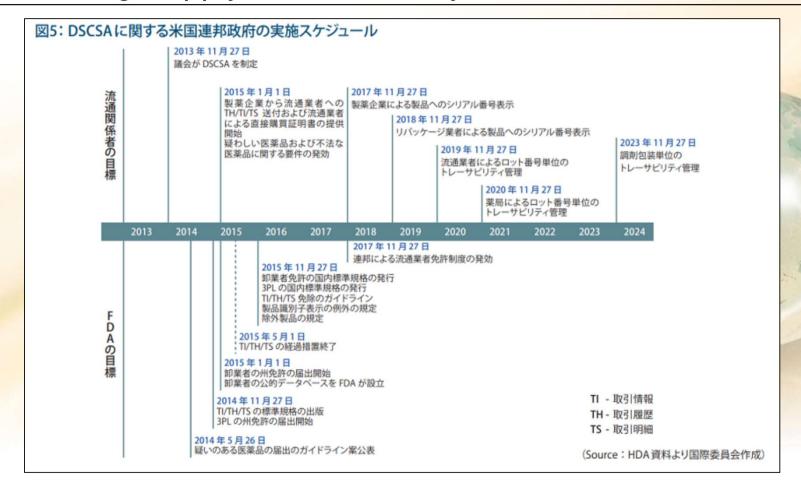
米国FDAのDrug Supply Chain Security Act (DSCSA)の改定

Drug Supply Chain Security Act (DSCSA)

- ■最終消費者(開業医と患者/消費者)に医薬品の品質を完全に保持したまま届けること。
- ■医薬品流通網を偽造、横流し、効力劣化品、低品質、不純物、不正商標表示、期限 切れから保護すること。
- ■2013年11月27日付で法制化されたDQSAの一部。
 - Title II of the Drug Quality and Security Act (DQSA) of 2013.
- ■10年間で、以下の事項について要件として規定する。
 - Product identification
 - Product tracing
 - Product verification
 - Detection and response
 - Notification
 - Wholesaler licensing
 - Third-party logistics provider licensing



米国FDAのDrug Supply Chain Security Act (DSCSA)の改定





中国FDA(CFDA): Good Supply Practice

- ■2013年1月22日付で「Good Supply Practice for Pharmaceutical Products」として発出された。
- ■2013年2月21日付で「The newly revised Good Supply Practice for Pharmaceutical Products」が発出された。(全187項目)
- ■2013年11月6日付で施行。
- ■2013年12月5日付で撤回。
- ■2015年5月に改定、同年7月1日より施行。
- ■2016年7月20日に再び改定、公布、即日施行。



PIC/SによるGDPガイドの採択

- ■PIC/S委員会(総会)が、配送に関するグッドプラクティスガイド(GDP)を採択した。 (2014年5月19日 ジュネーブ)
 - PIC/S Guide to Good Distribution Practice (GDP) for Medicinal Products
- ■2014年6月1日から施行
- PIC/SのGDPガイドは、EUのGDPガイドをベースにしたものである。
 - ●2014年7月1日、日本がPIC/Sに加盟
 - EUのGDPガイドはEU/EEA域内では法的拘束力を持つ。
 - 必ずしもすべてのPIC/S加盟当局がGDPの査察ができるという状態にないので、PIC/Sにおいては拘束力のないガイダンスである。
 - ●医薬品の管理や偽造薬等について一部異なる点がある。
 - 仲介業者に対する特定条項は削除



Table of contents

- 1. なぜGDPガイドラインが必要か
- 2. GDPとは
- 3. 海外におけるGDPガイドライン
- 4. GDPガイドライン発出の経緯
- 5. GDPガイドライン逐条解説



日本のGDP

- ■日本: JGSP (Japanese Good Supplying Practice)
 - ●(社)日本医薬品卸業連合会の自主基準
 - ●2007年 処方薬
 - ●2008年 大衆薬
 - ●2012年10月 最終改訂



日本: JGSP(Japanese Good Supplying Practice)

- ■欧米では医薬品流通に係る法規・ガイドラインであるGDPが相次いで整備されているが、国内では各企業の社内規定や卸業者の自主管理規定 (JGSP)などに留まっており、国際調和の観点からも国内におけるGDPの導入が急務となっていた。
- ■医薬品流通の中核を担う医薬品卸各社においては規範に従った管理が行われており、物流センター等では最新設備による品質管理が行われているところも見られた。
- ■しかし課題もあり、末端の配送業務までの管理は困難なのが実情であった。



医薬品産業強化総合戦略(平成27年9月4日策定)抜粋

Ⅱ質の高い効率的な医療の実現

- (3)流通の安定化・近代化、適切な価格形成の促進
- ③市場の変化や社会的要請に対応する流通のあり方

<u>医療用医薬品の安全性確保のあり方については、PIC/S</u>(The PharmacEUtical

Inspection Convention and PharmacEUtical Inspection Co-operation Scheme:医薬品査定協定・医薬品査察協同スキームのGDP(Good Distribution Practice:医薬品の流通に関する基準)に準拠した国内GDPの策定の検討を行う。あわせて、流通の効率化や回収の迅速な対応を可能とするトレーサビリティ向上を通じてGDPの効果を上げるため、医薬品の元梱包装単位、販売包装単位における製造番号・製造記号及び有効期限といった変動情報が盛り込まれた新バーコード表示の必須化に向けた工程表を策定し、卸売業者におけるICT技術の活用等による経営資源の効率化に加え、地域における医療体制への貢献といった社会的な要請をも踏まえた今後の流通のあり方について検討する。



厚生労働科学研究における取組概要

厚生労働科学研究

「GMP、QMS及びGCTPのガイドラインの国際整合化に関する研究」の分担研究

「医薬品流通にかかるガイドラインの国際整合性に関する研究」

分担研究者 金沢大学医薬保健研究域薬学系(現医薬保健学総合研究科) 木村 和子 先生

(平成28年度)

○ PIC/S GDPの日本語訳案と日本版GDPガイドライン素案の作成、課題のとりまとめ



医薬品産業強化総合戦略 平成29年12月22日 一部改訂

医療用医薬品の安全性確保のあり方については、PIC/S(The Pharmaceutical Inspection)のGDP(Good Distribution Practice: 医薬品の流通に関する基準)に準拠した国内GDPの策定の検討を速やかに進める。(略)





厚生労働科学研究における取組概要

(平成28年度)

- OPIC/S GDPの日本語訳案と日本版 GDP ガイドライン素案の作成、課題のとりまとめ (平成29年度)
- 〇平成28年度に研究班が提案した日本版GDPガイドライン素案(GDP GL素案)に対し、関係業界における実施の実態と素案に対する意見・要求を調査

(平成30年度)

〇平成29年度の調査結果等を踏まえつつ、研究班として、PIC/SのGDPガイドライン全般に準拠した国内向けGDPガイドラインを策定(平成30年12月)



厚生労働省が広く周知することで、卸売販売業者等における自主的な取組を促していく。



医薬品の適正流通(GDP)ガイドライン

医薬品の適正流通(GDP)ガイドライン

平成 30 年 12 月

平板30年度厚生労働行政推進調査事業 「GMP、GMS 及びGCTPのガイドラインの国際整合化に関する研究」 分担研究「医薬品流通にかかるガイドラインの国際整合性に関する研究」

目次

緒言

目的

滴用範囲

第1章 品質マネジメント

- 1.1 原則
- 1.2 品質システム
- 1.3 外部委託業務の管理
- 1.4 マネジメントレビュ及びモニタリング
- 1.5 品質リスクマネジメント

第2章 職員

- 2.1 原則
- 2.2 一般
- 2.3 責任者の任命
- 2.4 教育訓練
- 2.5 衛生

第3章 施設及び機器

- 3.1 原則
- 3.2 施設
- 3.3 温度及び環境管理
- 3.4 機器
- 3.5 コンピュータ化システム
- 3.6 適格性評価及びバリデーション

第4章 文書化

- 4.1 原則
- 4.2 一般

第5章 業務の実施(オペレーション)

- 5.1 原則
- 5.2 什入先の適格性評価
- 5.3 販売先の適格性評価
- 5.4 医薬品の受領
- 5.5 保管
- 5.6 使用の期限が過ぎた製品の廃棄
- 5.7 ピッキング
- 5.8 供給

第6章 苦情、返品、偽造の疑いのある医薬品及び回収

- 6.1 原則
- 6.2 苦情及び品質情報
- 6.3 返却された医薬品
- 6.4 偽造医薬品 (Falsified medicinal products)
- 6.5 医薬品の回収

第7章 外部委託業務

- 7.1 原則
- 7.2 契約委託者
- 7.3 契約受託者

第8章 自己点検

- 8.1 原則
- 8.2 自己点検

第9章 輸送

- 9.1 原則
- 9.2 輸送
- 9.3 輸送の容器、包装及びラベル表示
- 9.4 特別な条件が必要とされる製品

用語集



© Copyright eCompliance 2025

医薬品の適正流通(GDP)ガイドライン

製造業

【許可要件】 **GMP** 薬局等構造設備規則

製造販売業

GVP, GQP

卸売販売業

【許可要件】 薬局等構造設備規則

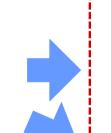
薬局

【許可要件】 •薬局等構造設備規則 •体制省令



【許可要件】







製造販売承認

【表示、封】施 行規則



医薬品の適正流通 ガイドライン

病院 診療所

各製造販売業者及び卸売販売業者において、本ガイドラインに準拠した取組をお願いします。



Table of contents

- 1. なぜGDPガイドラインが必要か
- 2. GDPとは
- 3. 海外におけるGDPガイドライン
- 4. GDPガイドライン発出の経緯
- 5. GDPガイドライン逐条解説



医薬品の適正流通(GDP)ガイドライン 目次

緒言

目的

適用範囲

第1章 品質マネジメント

- 1.1 原則
- 1.2 品質システム
- 1.3 外部委託業務の管理
- 1.4 マネジメントレビュ及びモニタリング
- 1.5 品質リスクマネジメント

第2章 職員

- 2.1 原則
- 2.2 一般
- 2.3 責任者の任命
- 2.4 教育訓練
- 2.5 衛生

第3章 施設及び機器

- 3.1 原則
- 3.2 施設
- 3.3 温度及び環境管理
- 3.4 機器
- 3.5 コンピュータ化システム
- 3.6 適格性評価及びバリデーション

第4章 文書化

- 4.1 原則
- 4.2 一般



医薬品の適正流通(GDP)ガイドライン 目次

第5章 業務の実施(オペレーション)

- 5.1 原則
- 5.2 仕入先の適格性評価
- 5.3 販売先の適格性評価
- 5.4 医薬品の受領
- 5.5 保管
- 5.6 使用の期限が過ぎた製品の廃棄
- 5.7 ピッキング
- 5.8 供給

第6章 苦情、返品、偽造 の疑いのある医薬品及び回収

- 6.1 原則
- 6.2 苦情及び品質情報
- 6.3 返却された医薬品
- 6.4 偽造医薬品(Falsified medicinal products)
- 6.5 医薬品の回収

第7章 外部委託業務

- 7.1 原則
- 7.2 契約委託者
- 7.3 契約受託者

第8章 自己点検

- 8.1 原則
- 8.2 自己点検



医薬品の適正流通(GDP)ガイドライン 目次

第9章 輸送

- 9.1 原則
- 9.2 輸送
- 9.3 輸送の容器、包装及びラベル表示
- 9.4 特別な条件が必要とされる製品

用語集





© Copyright eCompliance 2025

緒言

市場出荷後の医薬品の薬局、医薬品販売業者や医療機関などに対する卸売販売は、 医薬品の仕入、保管及び供給等の流通経路全般を担う重要な業務である。

今日の医薬品の流通経路はますます複雑になり、多くの人々が関与するようになってきた。

医薬品の適正流通(GDP)ガイドライン(以下:本ガイドライン)は、卸売販売業者及び製造販売業者(以下:卸売販売業者等)の業務を支援し、本ガイドラインを遵守することにより、済済経路の管理が保証され、その結果、医薬品の完全性が保持されるための手法を

り、流通経路の管理が保証され、その結果、医薬品の完全性が保持されるための手法を定めるものである。さらに、偽造医薬品が正規流通経路 で入するのを防止するための適

切な手法を定めるものである。

本ガイドラインに使われているいくつかの用語は用語

医薬品が製造販売承認に基づき製造され、市場出荷された状態を維持し、品質の劣化改ざん、破壊されないこと



目的

高水準の品質保証の維持と医薬品の流通過程での完全性を保証するため、卸売販売業者等の業務の画一性を推進し、医薬品取引における障害をさらに除くための参考となる手法として、本ガイドラインを作成した。

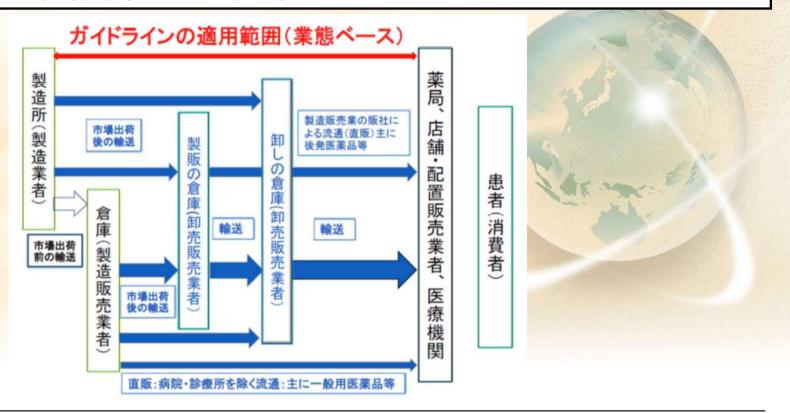
本ガイドラインは、卸売販売業者等がそれぞれのニーズに合わせた規則を作るための根拠 としても利用することを意図している。

本ガイドラインに規定した方法以外で、この原則を達成できる方法は受け入れられる。



適用範囲

本ガイドラインは医薬品の市場出荷後、薬局、医薬品販売業、医療機関に渡るまでの医薬品の仕入、保管及び供給業務に適用する。





© Copyright eCompliance 2025

1.1 原則

卸売販売業者等は、その業務に関連する責任、プロセス及びリスクマネジメントの原則を定めた品質システムを維持すること。

卸売販売業者等は、全ての流通業務の手順を明確に定義し、系統的にレビュすること。

流通過程における全ての重大な段階及び重要な変更を正当化し、必要に応じてバリデートすること。

卸売販売業者等の<mark>経営陣</mark>には、品質システムに対する責任があり、リーダーシップと 積極的な参画が求められること。

また、職員はそれぞれの役割を果たすこと。



GDP·品質関連手順書(補足)

- 1. 文書管理手順書
- 2. 変更管理手順書
- 3. 逸脱管理手順書
- 4. 苦情処理、返品、偽造品、回収手順書
- 5. 是正措置及び予防措置(CAPA)手順書
- 6. 自己点検手順書
- 7. 教育訓練手順書
- 8. 衛生管理手順書
- 9. 製品品質の照査手順
- 10. 品質マネジメントレビュー実施手順書
- 11. 業務委託先管理手順書
- 12. 施設・設備管理手順書
- 13. 入出庫・保管業務手順書

- 14. 庫内温度管理手順書
- 15. 運送管理手順書
- 16. 管理薬剤師業務手順書等





© Copyright eCompliance 2025 51

- 1.2 品質システム
- 1.2.1 品質を管理するシステムは、卸売販売業者等の構成、手順、プロセス、資源を包含し、輸送される製品に関わる完全性を維持し、輸送中や保管中に正規流通経路の範囲にあることを保証するために必要な活動に係る業務を含むこと。
- 1.2.2 品質システムを文書化し、その有効性を監視すること 品質システムに関連する全ての業務を定義し、文書化すること。 品質マニュアルを含む階層化された文書体系を確立すること。
- 1.2.3 卸売販売業者等の<mark>経営陣</mark>は、品質システムが履行され、維持されることを確実に 保証するための明確に規定された権限及び責任を有する者を任命すること。
- 1.2.4 卸売販売業者等の経営陣は、品質システムの全ての分野において、適格性のある職員、並びに適切で十分な建物、施設及び機器の面で、十分なリソースが充てられることを確実に保証すること。



- 1.2.5 品質システムの構築又は修正の際には、卸売販売業者等の業務の規模、構造等を考慮すること。
- 1.2.6 変更管理システムを整備すること。

このシステムには品質リスクマネジメントの原則を取り入れ、バランスの取れた有効なものとすること。



- 1.2.7 品質システムは、以下を保証すること。
 - i. 医薬品は本ガイドラインの要求事項に適合するよう仕入、保管、供給すること
 - ii. 卸売販売業者等の経営陣の責任が明確に規定されていること
 - iii. 製品は、速やかに正当な受領者へ納入されること
 - iv. 記録が(作業と)同時に作成されていること
 - v. あらかじめ定められた手順からの逸脱は記録され、調査されていること
 - vi. 品質リスクマネジメントの原則に従い、逸脱を適切に是正し、予防するため、適切な是正措置及び予防措置(Corrective Action and Preventive Action 以下: CAPA)が講じられていること



1.3 外部委託業務の管理

卸売販売業者等の品質システムの範囲は、医薬品の仕入、保管及び輸送に関連する全ての外部委託した業務の管理とレビュにも適用すること。

- このようなプロセスには品質リスクマネジメントを取り入れ、さらに以下を含めること。
- i. 契約受託者の業務、医薬品の完全性とセキュリティを保持する能力の評価、並び に文書化と保管、必要な場合、医薬品販売業等の許可取得状況の確認
- ii. 関係業者・団体の品質関連業務に対する責任者及び情報伝達等の取決め
- iii.契約受託者の業務のモニタリングとレビュ、並びに定期的な、要求改善事項の確認と実施

GDPに関する監査を定期的に実施する必要がある。監査の頻度は初回監査結果からリスクに応じて1~3年/回に設定すること

GDP項目を含む品質に関する取決め(契約)を締結すること



- 1.4 マネジメントレビュ及びモニタリング
- 1.4.1 卸売販売業者等の経営陣は、定期的な品質システムのレビュに関する正式なプロ セスを定めること。レビュには以下を含めること。
 - i. 品質システムの目標達成状況の評価
 - ii. 例えば、苦情、回収、返品、逸脱、CAPA、プロセスの変更等、品質システムにおけるプロセスの有効性モニターに用いることができるKPI(重要業績評価指標)の評価、外部委託した業務に関するフィードバック、リスク評価、内部監査を含む自己評価プロセス、販売先からの監査並びに当局による検査

GDPに関連するKPIを設定し、定期的に品質マネジメントレビュー会を実施し、年度毎に上級経営陣に報告することが望ましい



GDP関連品質マネジメントレビュ(KPI:補足)

分類	指標	計算式	年度目標		年度実績		L#R年於	T####
			数値	単位	数值	単位	上期実績	下期実績
安全	人身事故 (倉庫)	_	0	件		件		
	人身事故(輸送)	_	0	件		件		
倉庫内品質	指定温度逸脱	_	0	件		件		
	破損	梱数/入出庫梱数	10	ppm		ppm		
	誤出荷	_	0	件		件		
	紛失	_	0	件		件		
	納期遅延	_	0	件		件		
	在庫(棚卸)差異	_	0	件		円		
輸送時品質	指定温度逸脱	_	0	件		件		
	破損	梱数/入出庫梱数	10	ppm		ppm		
	誤出荷	_	0	件		件		
	紛失	_	0	件		件		
	納期遅延	_	0	件		件		
苦情	受注クレーム	_	0	件		件		
	物流クレーム	_	0	件		件		
事務品質	受注事務ミス	_	0	件		件		
	物流事務ミス	_	0	件		件		
衛生	補虫数 (倉庫)	_	0	匹		匹		



- iii. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある新たな規制、ガイダンス、及び品質情報
- iv. 品質システムを向上させる可能性のある技術革新
- v. ビジネスの環境及び目的の変化
- 1.4.2 品質システムの各マネジメントレビュの結果を適時記録し、効率的に内部に伝達すること。



- 1.5 品質リスクマネジメント
- 1.5.1 品質リスクマネジメントは、医薬品の品質に対するリスクの評価、管理、コミュニケーション及びレビス 25 結合な プロセス スである。それは予測的及び回顧的にも適用可能である。 ントを理解する必要がある
- 1.5.2 品質リスクマネジメントでは、品質に対するリスクの評価を科学的知見及びプロセスでの経験に基づいて行い、最終的には患者の保護につながることを保証すること。 取組み内容、正式な手順及びプロセスの文書化レベルは、リスクレベルに見合っていること。



流通経路のリスク評価例(プロセス分析:補足)





2.1 原則

医薬品の適正な流通は、それに関わる人々に依存する。このことから、卸売販売業者等が責任を有する全ての業務について、職務を遂行できる職員を十分な人数置かなければならない。

当該職員は個々の責任を明確に理解すること。

また、その責務を文書化すること。



- 2.2 一般
- 2.2.1 医薬品の仕入、保管及び供給業務の全ての段階について適切な数の適格な職員を従事させること。 組織図に上級経営陣及び 経営陣を含めると権限及び 必要な職員の数は業務の量と範囲による 責任範囲が明確になる
- 2.2.2 卸売販売業者等は組織体制を組織図に記載し、全ての職員の役割、責任及び 相互関係を明確に指定すること。
- 2.2.3 卸売販売業者等は重要な地位の職員を任命し、その役割と責任を職務記述書に記載すること。なお、代行者も同様とする。

職務記述書は各職員の職務を明記した文書。 具体的な職務内容、難易度、求められるスキル や資格等を記載し、職務自体を定義するもの。



- 2.3 責任者の任命
- 2.3.1 卸売販売業者等は、本ガイドライン遵守のための責任者を任命する必要がある。 該当する職員は、本ガイドラインに関する知識を有し、必要な教育訓練を受けてい るだけでなく、適切な能力及び経験を有すること。
- 2.3.2 卸売販売業者等は時間外であっても(例えば緊急及び/又は回収発生時)に連絡が取れる体制を構築すること。
- 2.3.3 責任者の職務記述書には、具体的な責務・権限等を規定すること。 卸売販売業者等は、責任者に対し、その業務を遂行するために必要な権限、経 営資源及び責任を付与すること。
- 2.3.4 責任者は、本ガイドラインに関する業務を適切に遂行すること。



- 2.3.5 責任者の責務は以下に示すが、これに限定されない。
 - i. 品質マネジメントシステムが実施され、維持されることを保証する
 - ii. 権限を与えられた業務の管理及び記録の正確さと記録の質を保証する
 - iii. 本ガイドラインに関連する全ての職員に対して導入及び継続的教育訓練プログラムが実施され、維持されていることを保証する
 - iv. 卸売販売業者等が実施する医薬品の回収作業の実務を取り仕切り、迅速に 実施する
 - v. 関連する販売先からの苦情を適切に処理することを保証する
 - vi. 仕入先及び販売先が必要な医薬品販売業等の許可等を有していることを保証する 定期的に仕入れ先及び販売先の業
 - vii. 本ガイドラインに関連する可能性の 許可番号と有効期限を確認すること する業務を確認する



- viii. 自己点検があらかじめ定められたプログラムに従い、適切かつ定期的な間隔で実施され、必要な是正措置が講じられることを保証する
- ix. 委任した業務については、適切な記録を保管する
- x. 返品、出荷できなくなった製品、回収された製品又は偽造医薬品の処理を決 定する 回収された製品、偽造医薬品の処理
- xi. 返却品を販売可能在庫に戻す際は製造販売業者の指示に従うこと
- xii. 国の規制により特定の製品に課せられた追加要件が遵守されることを保証する



© Copyright eCompliance 2025

- 2.4 教育訓練
- 2.4.1 医薬品の仕入、保管及び供給業務に関与する全ての職員は、本ガイドラインの要求事項に関する教育訓練を受講すること。
 - 職員は、各自の職務を遂行するために必要な能力及び経験を有すること。
- 2.4.2 職員は、手順書に基づき、また文書化された教育訓練プログラムに従い、各自の役割に関連のある導入及び継続的教育訓練を受けること。
 - 責任者も、定期的な教育訓練を通じて本ガイドラインに関する能力を維持すること。
 - また、卸売販売業者等の経営陣も本ガイドラインに関する教育を受けること。
- 2.4.3 教育訓練には、製品の識別及び流通経路への偽造医薬品の侵入防止に関する事項も含めること。



2.4.4 より厳格な取扱い条件が求められる製品を取扱う職員は、特別な教育訓練を受けること。

そのような製品には、例えば、毒薬劇薬、放射性医薬品、乱用されるリスクのある製品(麻薬、覚せい剤原料及び向精神薬を含む)、及び温度の影響を受けやすい製品(冷蔵品等)がある。

2.4.5 全ての教育訓練記録を保管し、教育訓練の効果を定期的に評価し記録すること。



2.5 衛生

実施する業務に関連し、職員の衛生に関する適切な手順を作成し、それを遵守すること。

この手順には、健康管理、衛生管理及び必要に応じて更衣に関する事項を含むこと

0

衛生管理手順書には以下のような項目を含める。

- 1 構造設備の衛生管理
- 2. 職員の衛生管理
- 3. 立入り制限
- 4. 防虫防鼠管理
- 5. 排水及び廃棄物の管理
- 6. 生物由来医薬品等に係る製品の衛生管理基準等



3.1 原則

卸売販売業者等は、薬局等構造設備規則を遵守するとともに、医薬品の適切な保管及び流通を保証することができるように、適切かつ十分な施設、設備及び機器を保有する必要がある。

特に、施設は清潔で乾燥し、許容可能な温度範囲に維持すること。



施設の温度管理は保管する医薬品の貯法に従うこと。 通常 一般倉庫は室温(1~30°C)、保冷庫(2~8°C)管理が一般的であるが、取り扱う製品の特性により、保管温度を配慮する必要がある。



3.2 施設

3.2.1 施設は求められる保管条件を維持するように設計するか、適合していること。

施設は適切に安全が確保され、構造的にも問題はなく、医薬品を安全に保管し取扱うだけの十分な広さを有すること。

保管場所は全ての作業を正確かつ安全に遂行できるように適切な照明と換気の設備を備えること。

- 3.2.2 卸売販売業者等は、外部施設を利用する場合は文書化された取決めを締結すること。
- 3.2.3 医薬品の貯蔵設備は、他の区域から明確に区別されていること。また、当該区域に立ち入ることができる者を特定すること。

コンピュータ化システムのような物理的な区別を補完するシステムを用いる場合にも、同等のセキュリティを確保し、バリデートすること。



3.2.4 処分保留の製品は、物理的に、又は同等の電子システムにより区別すること。 物理的な隔離及び専用保管場所の必要性についてはリスクベースで評価すること。 出荷できなくなった製品、偽造医薬品及び回収された製品は、物理的に隔離する 必要がある。

そのような製品が販売可能在庫から隔離された状態で保管できるように、これらの 区域には適切なセキュリティレベルを適用すること。

これらの区域を明確に識別すること。



施錠し、隔離保管が出来る場所を確保し、表示を行うこと



- 3.2.5 別に規定する特別な取扱い上の指示が定められた製品の保管(例えば、麻薬や向精神薬)については、関連法規により適正に保管すること。
- 3.2.6 放射性医薬品及び毒薬劇薬は、火災又は爆発の特別な安全上のリスクがある製品(例えば、医療用ガス、可燃性/引火性の液体及び固体)と同様、別途規定された法令により適切に保管すること。
- 3.2.7 受入れ場所及び発送場所は、気象条件の影響から医薬品を保護できること。 受入れ、発送及び保管は区域あるいは作業時間等により適切に分離すること。 製品の入出庫管理を維持するための手順を定めること。検品する区域を指定し、 当該区域には適切な設備を備えること。

外気温の影響を低減するドックシェルターや雨天時の医薬品の水濡れを防止する屋根の設置等のハード対応だけでなく、時間による作業工程の区別等のソフト対応も考慮し、製品の品質劣化、紛失等を防止すること



3.2.8 医薬品の貯蔵設備は、当該区域に立ち入ることができる者を特定し、立入りは権限を与えられた職員のみに限定し、立ち入る際の方法をあらかじめ定めておくこと。なお、医薬品の貯蔵設備以外の区域に立ち入る場合についても、同様の措置を講ずることが望ましい。

通常、防止策としては、侵入者探知警報システム及び適切な入退室管理を含む。 外部の者が区域に立ち入る際には、原則として職員を同行させること。

3.2.9 施設及び保管設備は清潔に保ち、ごみや塵埃がないようにすること。

清掃の手順書と記録を作成すること。

洗浄は汚染の原因を防止するよう実施すること。



3.2.10 施設は、昆虫、げっ歯類、又は他の動物の侵入を防止できるように設計し、設備を整備すること。

防虫及び防そ管理手順を作成すること。

適切な防虫及び防そ管理記録を保持すること。

3.2.11 職員のための休憩・手洗場所を保管場所から適切に分離すること。 保管場所への飲食物、喫煙用品又は私用の医薬品の持ち込みを禁止すること。

虫やネズミを発生させない、侵入させない環境作りのため、管理を行う。 構造設備の防虫防そに関するスケジュール、方法、結果、改善措置等を 記録管理すること。

外部に委託する場合は、計画書及び結果の記録を保管すること。



- 3.3 温度及び環境管理
- 3.3.1 医薬品を保管する環境を管理するための適切な手順を定め、必要な機器を設置すること。

考慮すべき因子として、施設の温度、照明、湿度及び清潔さを含む。



3.3.2 保管場所の使用前に、適切な条件下で温度マッピングを実施すること。

温度モニタリング機器(例えばデータロガー)は、温度マッピングの結果に従って適切な場所に設置すること。

リスク評価の結果に依って、若しくは設備又は温度制御装置に大きな変更が行われた場合には、温度マッピングを再度実施すること。

数平方メートル程度の小規模な施設の室温については、潜在的リスク(例えば、ヒーターやエアコン)の評価を実施し、その結果に応じて温度センサーを設置すること。



温度マッピングにより保管場所の温度分布を測定し、日常の温度モニタリングを行うための ワーストケースポイント(ホット・コールドポイント)を決定する 通常、夏季のホットポイントや冬季のコールドポイントを温度モニタリング位置とすることが多い



3.4 機器

- 3.4.1 医薬品の保管及び流通に影響を及ぼす全ての機器は、それぞれの目的に応じた基準で設計、設置、保守及び洗浄を行うこと。
- 3.4.2 医薬品が保管される環境の制御又はモニタリングに使用される機器は、リスク及び要求精度に基づき定められた間隔で<mark>校正</mark>すること。 校正は、国家計量標準でトレースできるものであること。
- 3.4.3 あらかじめ定められた保管条件からの逸脱が発生した際に警告を発する適切な警報システムを備えること。

警報のレベルを適切に設定し、適切な機能性を確保するため、警報は定期的に点検すること。



3.4.4 医薬品の完全性が損なわれることがない方法で、機器の修理、保守及び校正を実施すること。

機器故障時に医薬品の完全性が維持されることを保証する手順書を備えること。

3.4.5 主要機器の修理、保守及び校正業務の適切な記録を作成し、結果を保管すること。

主要機器には、例えば保冷庫、侵入者探知警報システム、入退室管理システム、冷蔵庫、温度計又はその他の温度記録装置、空調設備及び後続の流通経路と連動して使用される機器が含まれる。



バリデーションは未来形 ベリフィケーションは過去形

- 3.5 コンピュータ化システム
- 3.5.1 コンピュータ化システムの使用を開始する前に、適切なバリデーション又はベリフィケーションにより、当該システムによって正確に、一貫性及び再現性をもって、求められる結果が得られることを示すこと。
- 3.5.2 文書による詳細なシステムの記述(必要に応じて図を含む)を利用可能とすること。 記述内容は最新の状態を維持すること。
 - 文書には、原則、目的、セキュリティ対策、システムの範囲及び主な特徴、コンピュータ化システムの使用法、並びに他のシステムとの相互関係を記述すること。
- 3.5.3 コンピュータ化システムへのデータの入力及び変更は、権限を設定された者のみが行うこと。



3.5.4 データは物理的又は電子的手法によって保護し、偶発的又は承認されない変更から保護すること。

保管されたデータにアクセスできる状態を維持すること。

データを定期的にバックアップして保護すること。

バックアップデータを分離された安全な場所で国の規制に定められた期間保管すること。

- 3.5.5 システムが故障又は機能停止に至った場合の手順を定めること。 これにはデータ復元のための手順を含むこと。
- 3.5.6 医薬品・医薬部外品製造販売業者等におけるコンピュータ化システム適正管理ガイドライン(薬食監麻発1021第11号 平成22年10月21日)を参考とすること。



- 3.6 適格性評価及びバリデーション
- 3.6.1 卸売販売業者等は、正しい据付及び操作が行われることを保証するため、どのような主要機器の<mark>適格性評価</mark>及び/又は主要なプロセスのバリデーションが必要かを特定すること。

適格性評価及び/又はバリデーション業務(例えば、保管、選別採集(ピッキング) 梱包プロセス及び輸送)の範囲と度合は、リスクに応じて決定すること。



設備や機器の設計、据付、運用開始前後等(開発段階)での 仕様がそれぞれ実現されていることをDQ(設計時適格性評価) IQ(据付時適格性評価)、OQ(運転時適格性評価)、PQ (性能適格性評価)の4つのステップで確認する必要がある。



- 3.6.2 機器及びプロセスの使用開始前や重要な変更(例えば、修理又は保守等)があった場合には、それぞれ適格性評価及び/又はバリデーションを実施すること。
- 3.6.3 バリデーション及び適格性評価の報告書は、得られた結果を要約し、観察されたいかなる逸脱に関してもコメントし、作成すること。

定められた手順からの逸脱は記録し、CAPAを行うこと。

プロセス又は個々の機器について、満足すべきバリデーション結果が得られた証拠を 、適切な職員が作成し、承認すること。



GDP業務に該当する機器(例えば空調システム)の修理、設置場所変更や交換を行う場合は変更管理プロセスを通じて、保管している医薬品の品質等に及ぼす影響を評価し、適格性評価やバリデーション実施の可否を判断する必要がある。



4.1 原則

適切な文書化は品質システムに不可欠な要素である。文書とすることにより口頭でのコミュニケーションによる誤りが防止され、医薬品の流通過程における関連業務の追跡が可能になる。

各作業の記録は実施と同時に作成すること。



- 4.2 一般
- 4.2.1 文書とは、紙又は電子媒体に関わらず全ての手順書、指図書、契約書、記録及びデータを指す。
 - 文書は必要な時に利用可能な状態にしておくこと。
- 4.2.2 職員、苦情を申し出た人物、又はその他の全ての人物の個人データの処理に関しては、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)等の関連法令が適用される。
- 4.2.3 文書は、卸売販売業者等の業務範囲を十分に包括しており、的確かつ理解しやすく記載されること。
- 4.2.4 文書は必要に応じて責任者が承認し、署名及び日付を記入すること。



4.2.5 文書に何らかの変更を加える場合、署名及び日付を記入すること。変更を行う場合、元の情報が読めるようにしておくこと。

適宜、変更の理由を記録すること。

- 4.2.6 文書は国の規制に定められた期間保管すること。
- 4.2.7 各職員が職務を遂行するために、必要な文書全てをいつでも閲覧できるようにする こと。
- 4.2.8 有効かつ承認済みの手順を用いるよう注意すること。

文書は明白な内容とし、表題、性質及び目的を明確に示すこと。

文書を定期的にレビュし、最新の状態に保つこと。

手順書には版管理を適用すること。文書を改訂した後に旧版の誤使用を防ぐためのシステムを構築すること。

旧版又は廃版となった手順書は作業場所から撤去し、別途保管すること。



4.2.9 医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び販売し、又は授与したときには記録すること。

当該記録は、原則として書面で国の規制に定められた期間保存することが求められているが、購入/販売送り状又は納品書の形で保存すること、若しくはコンピュータ 又は他の何らかの形式で保存することができる。

ただし、コンピュータ等で保存する場合は、記録事項を随時データとして引き出せる システムが採用されていること。

手書きの場合は明瞭で読みやすく消せないよう記載すること。



記録には少なくとも以下の情報を含む必要がある:

- 1 品名
- ② ロット番号(ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号)
- ③ 使用の期限
- 4 数量
- ⑤ 購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日
- ⑥ 購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他連絡先
- ⑦ ⑥の事項を確認するために提示を受けた資料
- ⑧ 医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から取引の指示を受けたことを表す資料



5.1 原則

卸売販売業者等が実施する全ての行為は、医薬品の同一性が失われることなく、医薬品の仕入、保管及び供給業務が外装に表示された情報(取扱い上の注意等)に従って実施されていることを確実にすること。

卸売販売業者等は、可能な限りあらゆる手法を講じ、偽造医薬品が正規流通経路 に混入する危険性を排除すること。

以下に記載した主要な作業は、品質システムにおける適切な文書に記載すること。



- 5.2 仕入先の適格性評価
- 5.2.1 卸売販売業者等は、卸売販売業の許可を受けた者、又は当該製品を対象とする 製造販売承認を保有する者から医薬品の供給を受ける必要がある。
- 5.2.2 医薬品を他の卸売販売業者等から入手する場合、受領側の卸売販売業者等は 仕入先が本ガイドラインを遵守していることを確認するとともに、医薬品販売業等の 許可を受けていることを確認する必要がある。
- 5.2.3 医薬品の購入に先立ち、仕入先の適切な適格性評価及び承認を行うこと。 この業務は手順書に従って管理し、その結果を記録し、リスクに応じて定期的に再 確認すること。



- 5.2.4 新規仕入先と新たに取引を開始する際には、適格性を評価すること。 特に、以下の点に注意を払うこと。
 - i. 当該仕入先の評判又は信頼度
 - ii. 偽造医薬品である可能性が高い製品の供給の申し出
 - iii. 一般に入手可能な量が限られている医薬品の大量の供給の申し出
 - iv. 仕入先により取り扱われる製品の多様性(供給の安定性・偏り、種類の不安定等)
 - v. 想定外の価格(過大な値引き等)



- 5.3 販売先の適格性評価
- 5.3.1 卸売販売業者等は、医薬品の販売先が、薬局開設者、医薬品の製造販売業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者その他厚生労働省令で定める者であることを確認する。
- 5.3.2 確認及び定期的な再確認を行う事項として、販売先の許可証の写し、国の規制に 準拠した適格性又は資格を示す証拠の提示等がある。
- 5.3.3 医薬品の横流し又は不適正使用の可能性があると思われる異常な販売パターンが 見られる場合は調査し、必要な場合は所轄当局に報告すること。



- 5.4 医薬品の受領
- 5.4.1 受入業務の目的は、到着した積荷が正しいこと、医薬品が承認された仕入先から 出荷されたものであり、輸送中に目視で確認できるような損傷を受けていないことを 確実に保証することにある。
- 5.4.2 特別な取扱い、保管条件又はセキュリティのための措置を必要とする医薬品は、優 先的に処理し、適切な確認を行った後、直ちに適切な保管設備に移送すること。



© Copyright eCompliance 2025

5.5 保管

- 5.5.1 医薬品は、品質に影響が及ばないように、他の製品と区分すること。 さらに、光、温度、湿気、その他の外部要因による有害な影響から保護すること。 特別な保管条件を必要とする製品には特に注意を払うこと。
- 5.5.2 入荷した医薬品の梱包箱は、必要に応じて保管前に清浄化すること。 入庫品に対する全ての業務(例えば燻蒸)は医薬品の品質に影響を与えないよう にすること。
- 5.5.3 保管は、適切に保管条件が維持され在庫品のセキュリティを確実にする必要がある。
- 5.5.4 在庫は使用の<mark>期限順先出し(FEFO)</mark>又は先入れ先出し(FIFO)の原則に従って 管理すること。
 - 例外は記録すること。



- 5.5.5 医薬品は、漏出、破損、汚染及び混同を防止するような方法で取り扱い、保管すること。
 - 一部の医療用ガス容器等、床の上で保管できるように包装が設計されている場合を除き、医薬品を直接床に置いて保管しないこと。
- 5.5.6 使用の期限が近づいている医薬品は、直ちに販売可能在庫から排除すること。
- 5.5.7 定期的に在庫の棚卸を実施すること。

在庫の異常は調査、記録し、必要な場合は所轄当局に報告すること。



- 5.6 使用の期限が過ぎた製品の廃棄
- 5.6.1 廃棄予定の医薬品は適切に識別し、隔離して一時保管し、手順書に従って取り扱うこと。
- 5.6.2 医薬品の廃棄は、関連法規に従って行うこと。
- 5.6.3 廃棄した全ての医薬品の記録を、定められた期間にわたって保管すること。



5.7 ピッキング

正しい製品がピッキングされたことを確実に保証するため、管理を行うこと。 適切な使用期間が残った製品のみがピッキングされること。





5.8 供給

全ての供給品は、品名、ロット番号又は(ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号)、使用の期限、輸送条件、保管条件、数量、購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日、購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先等を記載又は他の方法で提供し、記録を保管すること。

実際の輸送先が譲受人の住所等と異なる場合には当該情報についても記載されていること。



© Copyright eCompliance 2025

6.1 原則

全ての苦情、返品、偽造が疑われる医薬品及び回収については、卸売販売業者等は製造販売業者と適切に連携すること。

全ての項目は記録し、手順書に従って適切に保管する必要がある。記録は所轄当局による閲覧を可能にしておくこと。

譲受人から保管品質を保証され、返却された医薬品が再販売される場合、任命された職員によって事前に評価を実施すること。

偽造医薬品を防止するためには、流通経路における全ての関係者による一貫したア プローチが必要である。



- 6.2 苦情及び品質情報
- 6.2.1 苦情は、全ての詳細な原情報を含めて記録すること。

医薬品の品質に関連する苦情(品質情報)と流通に関連する苦情とは区別すること。

品質情報及び製品欠陥の可能性がある場合、遅滞なく製造販売業者に通知すること。

製品の流通に関連する苦情は、苦情の原因又は理由を特定するために徹底的に調査すること。

- 6.2.2 医薬品の品質不良が見いだされた或いは疑われる場合、製品の他のロットも調査 することを考慮すること。
- 6.2.3 苦情処理を行う担当を任命すること。



6.2.4 必要に応じ、苦情調査及び評価後に適切なフォローアップ措置(CAPAを含む)を講じること。

また、必要な情報を所轄当局の要求に応じて報告すること。





- 6.3 返却された医薬品
- 6.3.1 返却された製品は、該当製品の保管に関する特別な要求事項、当該医薬品が最初に出荷されてからの経過時間等を考慮して、文書化された、リスクに基づくプロセスに従って取り扱う必要がある。

返品は、関係者間の協議に従って行うこと。

あらかじめ契約書で取り決めておくこと。

記録/返品リストを保存する必要がある。



- 6.3.2 販売先から返却された医薬品は、以下の全てが確認された場合にのみ販売可能 在庫に戻すことができる。
 - i. 当該医薬品の二次包装が未開封で損傷がなく、良好な状態であり、使用の期限内で回収品ではない場合
 - ii. 許容される期限内(例えば10日以内)に返品された場合
 - iii. 当該医薬品の保管に関する特別な要求事項に従って輸送、保管及び取扱いが行われたことが販売先によって証明されている場合
 - iv. 教育訓練を受けた者によって検査され、評価されている場合
 - v. 当該流通業者は当該製品がその販売先に供給されたことを示す合理的な証拠 (納品書の原本の写し又は送り状番号のロット番号又は製造番号等の参照を 有しており、その製品が偽造されたという理由がない場合



- 6.3.3 特別な保管条件が必要とされる医薬品の場合、販売された医薬品は原則販売可能在庫に戻すことはできない。 ただし、当該製品が全期間にわたって承認された保管条件の下にあったことを示す文書化された証拠が存在する場合はこの限りではない。
- 6.3.4 製品を販売可能在庫に戻す場合、使用の期限順先出し/先入れ先出し (FEFO/FIFO)システムが有効に機能する場所に収容すること。
- 6.3.5 盗難に遭い、回収された製品は、販売可能在庫に戻して販売先に販売することはできない。



- 6.4 偽造医薬品
- 6.4.1 偽造の疑いのある医薬品の販売及び輸送は直ちに中断すること。
- 6.4.2 偽造医薬品又は偽造の疑いのある医薬品が発見された場合、直ちに製造販売業者に通知し、検体を確保・送付すること。製造販売業者は保存品と目視等による 真贋判定を行う。

偽造の可能性の高い場合は、その当該ロットを隔離するとともに、速やかに所轄当局に通知し、以後の対応策を協議すること。関係者は所轄当局及び製造販売業者により決定された指示(回収を含む)通りに行動する必要がある。

上記に関する手順を定めること。発見時の詳細情報を記録し、調査すること。

6.4.3 流通経路において発見された<mark>偽造医薬品は直ちに物理的に隔離</mark>し、他の全ての医薬品から離れた専用区域に保管し、適切に表示すること。

このような製品に関連する全ての業務を文書化し、記録を保管すること。



6.4.4 偽造医薬品だと認められた場合は、流通経路への混入の原因を特定し、必要に応じて適切な再発防止策を講じること。

製造販売業者における当該品の保管を含め、これらの業務を文書化し、記録を保管すること。



- 6.5 医薬品の回収
- 6.5.1 製品回収を迅速に行うために受領及び輸送される製品のトレーサビリティーを保証 するための文書と手順書を整備すること。
- 6.5.2 製品回収の際は製品が輸送された全ての販売先に適切な緊急度により、明確な 行動指針とともに連絡すること。
- 6.5.3 製造販売業者は所轄当局に全ての回収を連絡すること。
- 6.5.4 必要に応じて製品回収に関する手順の有効性を評価すること。
- 6.5.5 回収業務は迅速に、いつでも開始できるようにしておくこと。
- 6.5.6 卸売販売業者等は回収要請に対応する必要がある。
- 6.5.7 全ての回収業務は、それが実施された時に記録すること。



- 6.5.8 流通の記録は回収の責任者がすぐに閲覧できるようにしておき、流通の記録には卸売販売業者又は直接供給した販売先に関する十分な情報(住所、常時連絡が可能な電話番号、メールアドレス、国の規制に基づく要件として医薬品の品名、ロット番号又は製造番号等、使用の期限、納入数量等)を含めること。
- 6.5.9 回収プロセスの進捗状況は回収製品の収支合せを含め最終報告として記録すること。



第7章 外部委託業務

7.1 原則

本ガイドラインの対象となる業務のうち外部委託する全ての業務は、製品の完全性に疑いを発生させない様、委託業務の内容について、正確に定義、合意、管理すること。

契約委託者と契約受託者の間で、各当事者の義務を明確に定めた書面による契約を締結する必要がある。



第7章 外部委託業務

- 7.2 契約委託者
- 7.2.1 契約委託者は外部委託する業務に対して責任を負う。
- 7.2.2 契約委託者は、必要とされる業務を適切に遂行するという観点で契約受託者を評価し、契約書及び<mark>監査</mark>を通じて、本ガイドラインが遵守されることを保証する責任を 負う。

監査の要求及び頻度は、外部委託する業務の性質に応じたリスクに基づいて定めること。

監査は随時実施できるようにしておくこと。

7.2.3 契約委託者は、当該製品に関する特別な要求事項及びその他の関連の要求事項に従って委託した業務を実施するために必要とされる情報を、契約受託者に提供すること。



第7章 外部委託業務

- 7.3 契約受託者
- 7.3.1 契約受託者は本ガイドラインに基づく業務及び契約委託者から委託された業務に ついて責任を持つ。
- 7.3.2 契約受託者は、契約委託者から受託した業務を遂行できるように、適切な施設及び機器、手順、知識及び経験、及び適任な職員を有していること。
- 7.3.3 契約受託者は、第三者への業務の再委託に対する契約委託者による事前の評価 及び認証を受け、かつ当該第三者が契約委託者又は契約受託者による監査を受 けるまでは、契約書に基づいて委託されたいかなる業務も第三者に再委託しないこ と。

契約受託者と第三者の間でなされる取決めは、医薬品の仕入、保管及び輸送業務に関する情報(委託した業務を実施するために必要とされる品質に関する情報)が原契約者と契約受託者の間と同じように利用できることを確実に保証すること。



第7章 外部委託業務

- 7.3.4 契約受託者は、契約委託者のために取り扱う製品の品質に有害な影響を及ぼす可能性のある行為を行わないこと。
- 7.3.5 契約受託者は、製品の品質に影響を及ぼす可能性のあるいかなる情報も、契約書の要求事項に従って契約委託者に送付する必要がある。



第8章 自己点検

8.1 原則

本ガイドラインの原則の実施及び遵守を監視し、必要な是正措置を提案するために、 自己点検を実施すること。

- 8.2 自己点検
- 8.2.1 自己点検プログラムは、定められた期間内において本ガイドライン及び該当手順に従って実施すること。自己点検は、限られた範囲に分割して実施してもよい。
- 8.2.2 自己点検は、あらかじめ指定した者が定期的に実施すること。
- 8.2.3 全ての自己点検を記録すること。報告書には自己点検で認められた全ての観察事項を含めること。

報告書の写しを卸売販売業者等の経営陣及びその他の関係者に提出すること。 不備及び/又は欠陥が認められた場合、原因を明らかにし、手順に従ってCAPAを 記録し、フォローアップを行うこと。



- 9.1 原則
- 9.1.1 医薬品を破損、品質劣化及び盗難から保護し、輸送中の温度条件を許容可能な範囲に維持することは卸売販売業者等の責任である。
- 9.1.2 輸送方式を問わず、当該医薬品がその完全性を損なう可能性のある条件に曝されないようにリスクに基づき証明すること。



© Copyright eCompliance 2025

- 9.2 輸送
- 9.2.1 外装又は包装に記載された保管条件が輸送中も維持されていること。
- 9.2.2 温度逸脱や製品の損傷などが輸送中に生じた場合は、手順に従って卸売販売業者等にその旨を報告すること。

また、温度逸脱に関する調査や取扱いに関する手順も定めること。

9.2.3 医薬品の流通、保管又は取扱いに使用される車両及び機器は、その用途に適したものであること。

製品の品質及び包装の品質等に影響を及ぼさないよう適切に装備されていること。

9.2.4 清掃及び安全対策を含め、流通過程に関与する全ての車両、及び機器の操作及び保守のための手順書を作成すること。



9.2.5 どこで温度管理が必要とされるかを決めるために、輸送ルートのリスクアセスメントを 用いること。

輸送中の車両及び/又は容器内の温度モニタリングに使用する機器は、定期的に保守及び校正すること。

- 9.2.6 医薬品を取り扱う際には、可能な限り、専用車両及び機器を使用すること。 専用ではない車両及び設備が使用される場合は、医薬品の完全性が損なわれな いように手順書を整備すること。
- 9.2.7 定められた納品先の住所・施設以外に納品してはならない。
- 9.2.8 通常の就業時間外に行う緊急輸送については、担当者を任命し、手順書を備えること。



9.2.9 輸送が第三者によって行われる場合、第7章の要求事項を含めた契約書を作成すること。

卸売販売業者等は、積荷に関する輸送条件を輸送業者に知らせること。

輸送ルート中に輸送基地での積み替えが含まれる場合、温度モニタリング、清浄度 及びセキュリティには、特に注意を払うこと。

9.2.10 輸送ルートの次の段階を待つ間の、一時保管の時間を最小限に抑えるための対策を講じること。



- 9.3 輸送の容器、包装及びラベル表示
- 9.3.1 医薬品は、製品の品質に悪影響を及ぼさないような容器で輸送し、汚染を含む外部要因の影響から適切に保護すること。
- 9.3.2 輸送の容器及び包装の選択は、当該医薬品の保管と輸送の要求事項、医薬品の量に応じた大きさ、予想される外部温度の上下限、輸送の最長期間、包装及び輸送容器のバリデーションの状況に基づいて行うこと。
- 9.3.3 輸送の容器には、取扱いと保管の要求事項についての十分な情報に加え、製品が常時適切に取り扱われ安全であることを保証するための注意事項を記載したラベルを表示すること。
 - 輸送の容器は、内容物と出荷元が識別できるようにすること。



- 9.4 特別な条件が必要とされる製品
- 9.4.1 麻薬や向精神薬のような特別な条件が必要とされる医薬品の輸送に関して、卸売 販売業者等は、国の規制によって定められた要求事項に準拠して、安全で確実な 流通経路を維持すること。
 - このような製品の輸送には、追加の管理システムを備えること。また、盗難、紛失等が発生した場合の手順を定めること。
- 9.4.2 高活性物質及び放射性物質を含む医薬品は、関係法規に従って輸送すること。
- 9.4.3 温度感受性の高い医薬品については、卸売販売業者等及び販売先の間で適切な輸送条件が維持されていることを確保するため、適格性が保証された機器(保温包装、温度制御装置付きの車両等)を使用すること

0



- 9.4.4 温度制御装置付きの車両を使用する場合、輸送中に使用する温度モニタリング機器を、定期的に保守及び校正すること。
 - 代表的な条件下で温度マッピングを実施し、必要であれば、季節変動要因も考慮すること。
- 9.4.5 要請があれば、製品が保管温度条件に適合していることが証明できる情報を、販売先に提供すること。
- 9.4.6 断熱ケースに保冷剤を入れて使用する場合、製品が保冷剤に直接触れないようにすること。
 - 断熱ケースの組み立て(季節に応じた形態)及び保冷剤の再使用を担当する職員は手順の教育訓練を受ける必要がある。



- 9.4.7 冷却不足の保冷剤が誤って使用されないことを確実に保証するため、保冷剤の再使用に関する管理システムを構築すること。 冷凍した保冷剤と冷却した保冷剤を、適切かつ物理的に隔離すること。
- 9.4.8 温度変化に対して感受性が高い製品の輸送及び季節ごとの温度変動を管理するプロセスを手順書に記述すること。



用語集

契約受託者

本ガイドラインにかかわる業務を行うことを契約委託者と契約した会社契約委託者

本ガイドラインにかかわる業務を他の法人に外注する会社

偽造医薬品

固有性、組成又は起源に関して故意又は不正に虚偽表示した医薬品 出典:World Health Organization, Appendix 3 to the Annex to document A70/23, 20 March 2017

偽造の疑いのある医薬品

固有性、組成又は起源に関して故意又は不正に虚偽表示した疑いのある医薬品



用語集

温度

原則として、具体的な数値で記載する。ただし、以下の記述を用いることができる。

冷所:1~15℃

室温:1~30℃

二次包装

一次包装を補うための単一又は複数の包装であり、有効成分, 添加剤又は製剤と 直接接触しない。二次包装は、医薬品の品質を保持すると共に医薬品の使用時の 過誤防止並びに利便性などの機能を付与することができる。



用語集

回収

製造販売業者等がその製造販売をし、製造をし、又は承認を受けた医薬品・医療機器等を引き取ることをいう。「改修」及び「患者モニタリング」を含み、「在庫処理」及び「現品交換」を除く。また、製造販売業者等が新製品の発売に当たり、品質、有効性及び安全性に問題のない旧製品を引き上げる行為を除く。(「医薬品・医療機器等の回収について」の一部改正について:引用)



© Copyright eCompliance 2025

